

2023年JAF国内競技車両規則・第1編レース車両規定 第11章「スーパーフォーミュラ (SF)」一部改正

(下線部：変更箇所)

改正後	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車体と寸法 (略)</p> <p>2.1) ~2.4) (略)</p> <p>2.5) フロント車体部分 車両中心線から800mm以上でフロントホイール中心線の前方<u>500mm</u>から<u>1,025mm</u>を超えて車体部分が有ってはならない。 車両中心線から800mmの間にあるすべての車体部分は基準面より上方<u>45mm</u>以上でなければならず、800mmを超える所にある車体部分は基準面より上方50mm以上305mm以下でなければならない。 第2-5図 (略)</p> <p>2.5.1) ~2.5.2) (略)</p> <p>2.6) リア車体部分 2.6.1) (略)</p> <p>2.6.2) 基準面から650mm以上の高さに位置し、リアホイールの中心線から340mm以上後方で車両中心線からそれぞれ500mmの間にある車体部分は、車両を側面から見た場合に基準面上方680mmと<u>950mm</u>の間で、リアホイール中心線後方340mm以上と765mmの間に位置する領域に収まっていなければならない。 第2-6-2図 (略)</p> <p>2.7) オーバーハング (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車体と寸法 (略)</p> <p>2.1) ~2.4) (略)</p> <p>2.5) フロント車体部分 車両中心線から800mm以上でフロントホイール中心線の前方<u>475mm</u>から<u>1,050mm</u>を超えて車体部分が有ってはならない。 車両中心線から800mmの間にあるすべての車体部分は基準面より上方<u>40mm</u>以上でなければならず、800mmを超える所にある車体部分は基準面より上方50mm以上305mm以下でなければならない。 第2-5図 (略)</p> <p>2.5.1) ~2.5.2) (略)</p> <p>2.6) リア車体部分 2.6.1) (略)</p> <p>2.6.2) 基準面から650mm以上の高さに位置し、リアホイールの中心線から340mm以上後方で車両中心線からそれぞれ500mmの間にある車体部分は、車両を側面から見た場合に基準面上方680mmと<u>960mm</u>の間で、リアホイール中心線後方340mm以上と765mmの間に位置する領域に収まっていなければならない。 第2-6-2図 (略)</p> <p>2.7) オーバーハング (略)</p>

2.7.1) フロントオーバーハング

車両のいかなる部分もフロントホイール中心線の前方1,257mmを超えてはならず、車両の縦方向の中心線から200mm以上離れた所にある車体のいかなる部分も、フロントホイール中心線の前方1,130mmを超えてはならない。

第2-7-1図(略)

2.7.2) ~2.12) (略)

2.13) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更

(略)

1) (略)

2) 接合部、留め具、または、任意の傷つきやすい部分の先端部に限り車体にテープの貼付。(ヘッドレスト部は除く)

3) 車体(衝撃吸収装置を含む)の塗装。

4) 各種センサー防護用カバーの設置。

(1) ~ (2) (略)

5) オリジナルに設定のある箇所へのガーニータイプのトリムタブの取り付けおよび取り外し。

(1) ~ (2) (略)

第3条 重量

3.1) 最低重量

車両重量は、677kg未満であってはならない。

(略)

3.2) ~3.3) (略)

第4条 エンジン

4.1) ~4.3.1) (略)

2.7.1) フロントオーバーハング

車両のいかなる部分もフロントホイール中心線の前方1,255mmを超えてはならず、車両の縦方向の中心線から200mm以上離れた所にある車体のいかなる部分も、フロントホイール中心線の前方1,130mmを超えてはならない。

第2-7-1図(略)

2.7.2) ~2.12) (略)

2.13) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更

(略)

1) (略)

2) ラジエター、オイルクーラーから放出される空気量を制御するオリジナルのダクトやルーバーに対するフラットなカバーの取り付け。

3) 接合部、留め具、または、任意の傷つきやすい部分の先端部に限り車体にテープの貼付。(ヘッドレスト部は除く)

4) 車体(衝撃吸収装置を含む)の塗装。

5) 各種センサー防護用カバーの設置。

(1) ~ (2) (略)

6) オリジナルに設定のある箇所へのガーニータイプのトリムタブの取り付けおよび取り外し。

(1) ~ (2) (略)

第3条 重量

3.1) 最低重量

車両重量は、670kg未満であってはならない。

(略)

3.2) ~3.3) (略)

第4条 エンジン

4.1) ~4.3.1) (略)

4. 4) 冷却

4. 4. 1) ウォーターラジエーターのコアは1体（1個）のみが認められる。

競技中（ピットボックス内での作業を除き）のウォーターラジエーター、オイルクーラー、インタークーラーおよびエンジン各部の冷却は、空気のみが認められ、空気以外のいかなる物質の噴射、または噴霧による方法は禁止される。サイドポット内にインタークーラーへの導風のみを目的とした単一な平面または断面変化の少ない面で構成される導風板は認められる。

※「断面変化の少ない面」とは、その面を構成する断面が、ほとんど変化せず、同じ形状を繰り返すような面のことを指す。つまり、その面は、断面に沿って観察しても、形状やサイズがほとんど変わらないという特徴をもっているもの。

4. 5) ～4. 6. 3) (略)

第5条～第18条 (略)

以上

4. 4) 冷却

4. 4. 1) ウォーターラジエーターのコアは1体（1個）のみが認められる。

競技中（ピットボックス内での作業を除き）のウォーターラジエーター、オイルクーラー、インタークーラーおよびエンジン各部の冷却は、空気のみが認められ、空気以外のいかなる物質の噴射、または噴霧による方法は禁止される。サイドポット内にインタークーラーへの導風のみを目的とした単一な平面で構成される導風板は認められる。

4. 5) ～4. 6. 3) (略)

第5条～第18条 (略)

以上